

「地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標（素案）」
に関する近隣の二次救急医療機関の意見の概要

中期目標（素案）について、前回の評価委員会における委員の意見を踏まえ、近隣の二次救急医療機関の院長等から意見を聴き取ったところ、主な意見の内容とそれに対する県の考え方については、以下のとおりです。

1. 意見内容（詳細は別添資料）

意見内容とそれに対する県の考え方（要約版）

「全体」

<意見>

院長が理事長として権限と責任をもって病院を運営していくということで、大いに期待できる。北勢地域の中心的な存在として引き続き頑張ってほしい。

中期目標については、必要なことが網羅されていると思うが、目標の達成については医師の確保が前提であると考え。

総合医療センターには、単に二次保健医療圏域だけでなく、県内全域での高度医療、救急医療、感染症医療、災害時医療に対応できる機能を担ってほしい。
県立としては、特別な医療、先進的な医療を行う使命があると思う。

<意見に対する県の考え方>

設立団体（県）として総合医療センターに特に求める機能としては、

「多くの分野での県内最高水準の医療の提供」

「セーフティネットを支える医療の提供」

「医療人材の確保・育成と医師不足の緩和への貢献」

の3点であり、病院長の責任と権限のもと、制度（独法化）のメリットを最大限に生かしながら、これらが実現されるよう「中期目標（素案）」の各項目に反映させているところです。

総合医療センターは県の政策医療を担う必要不可欠な病院であり、今後も北勢保健医療圏の中核病院として高度医療を提供するとともに、県全体の医療水準の向上に貢献できる病院にしたいと考えています。

「第1 中期目標の期間」について

<意見>

- ・ 医療環境の変化が激しい現状を考えると、中期目標の期間について5年は長い。期間は3年ぐらいが妥当であると考え。

<意見に対する県の考え方>

地方独立行政法人法で、中期目標期間は3年から5年と規定されていますが、独法化のメリットを最大限発揮し、ある程度中長期的な視点に立ち目標達成に向けた柔軟な取組が行えることを考慮して5年としました。

「第2 - 1 医療の提供（1）医療の提供 高度医療の提供」について

<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none">・ 総合医療センターには今後も4疾病5事業の医療を提供してほしい。
<p><意見に対する県の考え方></p> <p>独法化によって、現在総合医療センターが担っている役割自体を大きく変更するものではありません。独法化のメリットを最大限発揮し、これまで以上に高度医療の提供など多くの分野で医療水準の向上に貢献し、県民から高い評価を受ける病院にしたいと考えています。</p>

「第2 - 1 医療の提供（1）医療の提供 救急医療」について

<p><意見></p> <p>救命救急センターの満床により応需不能になることがあるため、そういった状況を改善、解消してほしい。</p> <p>ヘリポートを有する総合医療センターには、県の中南勢部を含む県内全域を対象とした、より広域的な対応を期待する。</p>
<p><意見に対する県の考え方></p> <p>入院患者の受入状況などにより総合医療センターが地域全ての救急医療のニーズに応えることは難しいと考えますが、他の医療機関と連携しながら、今後（独法化後）も、引き続き救急医療体制の充実を図り、365日24時間体制で可能な限り県民のニーズに応えていけるように求めてまいります。</p>

「第2 - 1 医療の提供（1）医療の提供 小児・周産期医療」について

<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none">・ 総合医療センターには、基幹病院としてよりリスクの高い妊産婦の医療や高度な新生児医療を期待しており、引き続き地域周産期医療を担う役割と連携を期待する。NICUの増床などの設備の充実にも期待している。
<p><意見に対する県の考え方></p> <p>総合医療センターは、NICUの増床を行うなど機能の充実を図り、独法化後も、他の医療機関と連携しながら北勢地域の小児・周産期医療を担うよう、県としても必要な支援をしてまいります。</p>

「第2 - 1 医療の提供（1）医療の提供 感染症医療」について

<p><意見></p> <p>新型インフルエンザ等の県全体を視野に入れたより広域的な対応について、総合医療センターが中心的な役割を担いつつ、他医療機関と連携することが必要である。</p> <p>SARS、エイズ患者治療（外科手術を含めて）など、特定の感染症医療は、今後も総合医療センターが担うべきものであると考える。</p>
<p><意見に対する県の考え方></p> <p>総合医療センターは、感染症医療において、県内で最初に発生したSARS感染の疑いのある患者を受け入れるなど、民間病院では難しい感染症患者に積極的に対応しており、独法化後も、広域的な対応が求められる役割を、総合医療センターが確実に担うように求めてまいります。</p>

「第2 - 1 医療の提供（1）非常時における医療救護等」について

<意見>

- ・ 大規模災害時には、総合医療センターに基幹災害医療センターとして県全体を視野に入れたより広域的な医療活動を担うなどの核となる役割を期待する。

<意見に対する県の考え方>

総合医療センターは、県内唯一の基幹災害医療センターであり、ヘリポートも備えていることから、県全域での災害時には中心的な役割を担うべく活動し、患者受入を行う拠点として大きな役割を果たさなければならないと考えています。

また、被災した地域の市町から知事に対してDMATなど職員の派遣要請が行われた場合、迅速に対応するため、独法化により、通常の病院運営では独立性を確保しながらも、非常時においては、知事の指揮命令の下、最大限の活動ができるような体制を確保し迅速に対応する仕組みを担保しています。

「第2 - 3 医療に関する地域への貢献（1）地域の医療機関との連携強化」について

「第2 - 3 医療に関する地域への貢献（2）医師不足等の解消への貢献」について

「第2 - 4 医療に関する教育及び研修」について

<意見>

- ・ 病病連携及び病診連携は必要であり、総合医療センターとの連携をより一層図っていただけることを期待する。
- ・ 総合医療センターには北勢二次医療圏の中核病院として他の病院を支えてほしい。また、県全体への医師派遣についても大いに期待している。
- ・ 研修会や意見交換会などで情報を交換、共有することにより、互いの意識やスキルが向上できるような場づくりがなされることを期待する。

<意見に対する県の考え方>

地域の医療機関との病病連携及び病診連携については、独法化後も総合医療センターが有する医療資源を積極的に活用し、北勢地域全体の医療の質の向上に貢献できる病院にしていきたいと考えています。

医師不足等の解消への貢献については、まずは総合医療センターが研修医や指導医など医師の集まる病院となる必要があります。

そのためには、独法化にあたって、さらに医療の高度化、専門化を図るとともに、魅力ある研修プログラムの構築や医師の働く環境の整備などにより、優れた医師の育成に積極的に取り組む必要があると考えています。

そのうえで、総合医療センターで育成された優れた医師を三重大学と連携しながら派遣することにより、本県の医師不足等の解消に貢献できる病院にしたいと考えています。

「第3 - 3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成」について

<意見>

- ・ 業務改善に継続して取り組むためには職員の帰属意識、当事者意識が非常に重要である。
- ・ 職員の意識を変えることが必要であり、そのためには人事評価制度を導入すべきである。

<意見に対する県の考え方>

改善目標を職員自らが設定するとともに、評価委員会の設置によって外部から適正な評価が行われ、結果が公表されることや、中期計画を策定するプロセスにおける院内議論の高まりによって、病院の目標が明確になり、職員の意識改革を図ることが期待できると考えています。

総合医療センターにおいては、独法化により、病院長の権限と責任の明確化、財務体質の安定化を図り、病院の自主性、自律性、病院運営の迅速性、柔軟性を高めていきたいと考えています。そういった中で、職員が使命感や達成感を持てる環境を法人自らが整え、職員のモチベーションと経営参画意識の向上を図ることにより、医療サービスの向上につなげていきたいと考えています。

「第3 - 6 事務部門の専門性の向上と効率化」について

<意見>

- ・ 事務職員が県の異動ローテーションで短い周期で変わることはよくない。独法化により、事務職員がプロパー化することについては、病院運営の面からも良いことである。

<意見に対する県の考え方>

事務職員については、独法化後は法人自らプロパー職員を採用し、育成することで、高い専門性を持つ職員の確保を図ることができるものと考えています。

そのことにより、事務部門が強化（事務局機能が強化）され、理事長をサポートし、経営戦略の立案・遂行が確実に実行できる体制が構築できると考えています。

「第4 財務内容の改善に関する事項」について

<意見>

- ・ 医療を維持するには財政基盤がきちっとしていないといけなないと考える。

<意見に対する県の考え方>

地方独立行政法人は、法人として求められる業務を確実に実施するために必要な財産的基礎を持つことが地方独立行政法人法で定められており、総合医療センターについても独法化にあたって、必要な財産的基礎を持つこととなります。

そのうえで、独法化により病院の自主性・自律性の向上、迅速性・柔軟性を確保しながら病院運営を行うことで、さらに医療サービスを向上させ、安定した収益が確保できる（財務体質の安定化が図られる）ものと考えています。